

住居確保給付金のご案内

支援の目的

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給することにより、住居及び就労の確保に向けた支援を行うことを目的としています。

住居確保給付金とは

1 支給申請時に、次の(1)～(8)すべてに該当する方が対象となります。

(1) 離職、廃業又は就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある方。

(2) 離職後2年以内の方(延長、再延長申請時を除く。)であって、新たに調布市内に住宅を賃借する方、又は現に調布市内に居住していること。

※ ただし、当該機関に、疾病、負傷、育児その他市がやむを得ないと認める事情により、引続き30日以上求職活動を行うことが出来なかった場合は、当該事情により求職活動を行うことが出来なかった日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは4年とする

(3) 離職等の日において、主たる生計維持者であったこと。

(4) 公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。

なお、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること等により経済的に困窮している者は、市が認める場合、申請日の属する月から3か月間(期間の延長がされた場合は1度目の延長期間まで)に限り、市が認める経営相談先へ相談の申込みを行い、自立に向けた活動を行うことでも可とする。

(5) 申請日の属する月における申請者及び申請者と申請者と生計を一とする同居の者の収入の合計額が次に定める額であること。【収入要件】

- ・ 単身世帯 基準額84,000円+家賃額(上限53,700円)以下
- ・ 2人世帯 // 130,000円+家賃額(上限64,000円)以下
- ・ 3人世帯 // 172,000円+家賃額(上限69,800円)以下
- ・ 4人世帯 // 214,000円+家賃額(上限69,800円)以下
- ・ 5人世帯 // 255,000円+家賃額(上限69,800円)以下
- ・ 6人世帯 // 297,000円+家賃額(上限75,000円)以下

- ・ 7人世帯 〃 334,000円＋家賃額(上限83,800円)以下

※ 「収入」には、失業給付(申請月に入金されたもの全て)、年金収入、アルバイト収入(原則22歳以下かつ高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学(大学院除く)、短期大学、専門職大学、高等専門学校、又は専修学校に就学中の子の収入は除く)、養育費、慰謝料、仕送り、ネットオークションで得た収入、ギャンブル収入なども含みます。

※ 「収入」は総支給額(交通費支給額は除く)となります。

(6) 申請日における、申請者及び申請者と申請者と生計を一とする同居の者の所有する現金、預貯金、債券、株式及び投資信託の合計額が次に定める基準額であること。【資産要件】

- ・ 単身世帯 当初・延長・再延長時:504,000円以下
- ・ 2人世帯 当初・延長・再延長時:780,000円以下
- ・ 3人以上世帯 当初・延長・再延長時:1,000,000円以下

(7) 国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と申請者と生計を一とする同居の者が受けていないこと。

(8) 申請者及び申請者と生計を一とする同居の者のいずれもが暴力団員でないこと。

2 支給額, 支給期間等

(1) 支給額

月ごとに家賃相当分を支給します。1(5)に記載の世帯人数ごとの家賃額を上限とします。

※ 管理費、共益費等は含みません。

※ 家賃の一部を事業等で使用している場合、住居部分のみが対象となります。

※ 一定の収入があると、一部の支給となる場合があります。計算式は以下のとおりです。

なお、一部支給の場合の家賃額との差額は、受給者がお支払いください。

支給額 = 家賃額 - (月の世帯の収入額 - 1(5)に記載の世帯人数ごとの基準額)

(2) 支給期間

ア 支給期間

3か月間を限度とします。

イ 期間の延長

当初申請時の支給要件(1-(2)を除く)に該当し、常用就職に向けた求職活動を誠実かつ熱心に行っている場合は、申請により3か月間支給を延長することができます。また、上記支給要件に継続して該当している場合、申請によりさらに3か月間再延長をすることができます。

延長を希望する場合、当初支給の最終月(3か月目)の末日までに、所定の様式により、延長申請する必要があります。

ウ 支給開始月

新たに賃借する方は、転居時の初期費用に含まれる家賃の翌月以降から支給します。

現に賃借している方は、申請日の属する月以降から支給します。

(3) 支給方法

原則として貸主等の指定口座に、直接振り込みます。

住居確保給付金の手続

1 申請手続

(1) 申請書類

ア 生活困窮者住居確保給付金支給申請書

イ 住居確保給付金申請時確認書

ウ 入居(予定)住宅に関する状況通知書

エ 収入・無収入申告書

オ 求職申込み・雇用施策利用状況確認票（同意欄の記入のみ、確認は調布ライフサポートから行います）。

(2) 証拠書類

ア 本人確認書類＝運転免許証・個人番号カード・住民基本台帳カード・一般旅券・各種福祉手帳・健康保険証・住民票・住民登録証明書、戸籍謄本等の写し。

イ 離職関係書類＝雇用保険被保険者離職票・雇用保険受給資格者のしおり・雇用保険受給資格者証・退職所得の源泉徴収票・離職証明書・廃業等届出書等の写し。

ウ 収入関係書類＝申請者及び同居の者のうち収入がある方について給与明細書等、収入が確認できる書類の写し(延長, 再延長申請時にも必要)。

エ 預貯金関係書類＝申請者及び同居の者の金融機関の通帳等の写し(延長, 再延長申請時にも必要, お持ちしている全ての通帳等の写し(残高が0円や最近使用されていない口座も含む)を提出ください)。

オ 有効な期間の賃貸借契約書の写し(喪失している方は申請・入居後)。

※ その他必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

2 決定手続

(1) 提出された申請書, 証拠書類等に基づき, 審査を行います。

(2) 支給決定した場合, 申請者に, 「住居確保給付金支給決定通知書」を交付します。

また, 写しを添付します。住宅の貸主又は不動産業者に提出し, 決定の旨伝えてください。

住居確保給付金の受給

1 支給対象者は受給期間中に常用就職に向けた次の求職活動を行う義務があります。

(1) 公共職業安定所等での求職活動を行う支給決定者の場合

ア 毎月2回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口等で職業相談を受け、「職業相談確認票」に確認印をもらうこと。

イ 毎月4回(うち1回は来所による)以上、「常用就職活動状況報告書」を提出し、調布ライフサポートの相談員による面接等の支援を受けること。

ウ 原則週1回以上、求人先への応募、又は求人先の面接を受けること。

(2) 自立に向けた活動を行う支給決定者(最大で1度目の延長期間分まで)

ア 原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けること。

イ 毎月4回(うち1回は来所による)以上、「常用就職活動状況報告書」を提出し、調布ライフサポートの相談員による面接等の支援を受けること。

ウ 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組みを行うこと。

※ (2)に該当する方でも、経営相談先から「公共職業安定所等での求職活動等を行うことが適当」と助言を受けた場合、(1)の活動を行う必要があります。

2 支給額の変更

支給期間中の支給額の変更は行いません。

ただし、次の場合に限って、申請により、支給額の変更を行います。

(1) 対象住宅の家賃が変更された場合。

(2) 一部支給の方で、収入が減少した結果、「住居確保給付金とは1(5)」に記載の世帯人数ごとの基準額を下回った場合。

(3) 借主の責によらず転居せざるを得ない場合。

3 支給の中断

住居確保給付金受給中に、疾病又は負傷により、求職活動を行うことが困難となり支給の中断を希望する場合は届出により、支給を中断することができます。また、心身の回復により求職活動を再開できるときは、支給再開を届け出ることができ、残期間を支給します。

4 常用就職及び就労収入の報告

(1) 常用就職の報告

常用就職(契約上、期間の定めがない、又は6か月以上の雇用期間を定めているもの)した場合、「常用就職届」を提出してください。

(2) 就労収入の報告

毎月、収入額が確認できる書類を提出し、報告してください。

※ 常用就職後も収入が基準額を下回っている場合等は引続き給付金を受けることが出来、一部求職活動等要件の緩和を受けられる場合があります。ただし、常用就職後に延長・再延長した場合には緩和されませんのでご注意ください。

5 支給の中止

次の場合、住居確保給付金の支給を中止します。

- (1) 求職活動を怠ったとき。
- (2) 常用就職後に常用就職及び就労収入の報告を怠ったとき。
- (3) 常用就職届提出者で就労により得られた収入が「住居確保給付金とは1(5)」に記載の世帯人数ごとの基準額に家賃額を加算した額を超えたとき。当該収入を確認した月の支給から中止します。
- (4) 支給決定後、住宅の貸主の責によらず住宅から退去したとき。
- (5) 虚偽の申請や申告漏れ等不適正な受給が明らかになった場合、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合、受給者又は同居の者が暴力団員と判明した場合。
- (6) 受給者が生活保護費を受給した場合。
- (7) 受給者が死亡した場合。
- (8) 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある方で、給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が世帯人数ごとの基準額に家賃額を加算した額を超えた場合。
- (9) 疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合。
- (10) 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による就労収入の報告を怠った場合。
- (11) 市及び調布ライフサポートが求めた資料の提出が行われなかった場合または連絡が取れなくなった場合。

上記(1)～(11)に該当し、支給を中止した場合「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。中止月からの家賃はご本人で支払をお願いします。

6 その他

- (1) 再支給について

本給付金を受けたのち、常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後、新たに解雇(受給者の責に帰すべき理由または当該個人の都合による解雇を除く)その他事業主の都合による離職、廃業(本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く)もしくは就業している個人の給与その他業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少している場合、従前の支給終了した月の翌月から1年以上経過している場合、申請により、再度、本給付金の支給を受けることができます。ただし、従前の給付金において、本人の責任により支給中止となった場合を除きます。

※ 令和6年3月31日までに住居確保給付金を申請した者が、当該申請にかかる支給が終了した後に解雇その他事業主の都合による離職により経済的に困窮したものについては、当該申請にかかる支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過していなくとも、再支給の申請ができる。

(2) 虚偽の申請や申告漏れ等が発覚した場合

既に支給された給付の全額又は一部について徴収することがあります。また、犯罪性のある不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発等を行い厳正な対応を行う場合もあります。

問合せ

調布ライフサポート

電話 042-481-7693

令和5年4月17日作成

よくある質問

- 1 住民票を移さずに別居をしている家族も、世帯人数に含まれますか。
→ 世帯の考え方は、同居かつ生計を同じくしていることですので、別居家族は含めません。
- 2 傷病手当は、収入として算定されますか。
→ 定期的に(又は複数回)支給されるものについては、収入として算定します。
- 3 「住居確保給付金とは1(4)」のなお書き以降に記載されている、市が認める場合とはどのような場合か。
→ 自営業及びフリーランスの方で、経営改善による自立を目指して、よろず支援拠点、商工会議所、商工会及び市が認める公的な経営相談先に相談を行う方を想定しております。
詳しくは相談員にお聞きください。
- 4 雇用保険の失業給付が同月に2回給付された場合はどういった扱いになりますか。
→ 当該月に給付された金額全てをその月の収入としてみなします。
- 5 自営業を営んでいる場合、どのように資産としてみなしますか。
→ 口座名義が会社名義の場合は資産としてみなしませんが、私用の預入がある場合はその分のみを資産としてみなします。個人名の口座の場合は、資産としてみなしますが、会社の経費支払のための預入と証明できる場合は、当該預入に関しては資産としてみなしません。
- 6 内定取消となりましたが本給付金の対象となりますか。
→ 内定取消の場合も本給付金の対象となります。
- 7 住居喪失のおそれのある方とはどのような状態を指しますか。
→ 現在居住している住宅の家賃を支払うことが困難になった状態を指します。困難になった状態は現に家賃滞納があることや当該月から家賃滞納が発生するおそれの高いものをさします(ただし、支給する住居確保給付金は滞納分に充てることはできません)。
- 8 「収入」は総支給額(交通費支給額は除く)とのことですが、交通費はどのように証明すれば良いでしょうか。
→ 給与明細等、収入の中で交通費がわかる書類を提出してください。